## 議案第35号

## 読谷村陸上競技場北側植栽整備工事請負契約の変更について

読谷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年読谷村条例第10号)第2条の規定により、令和4年12月22日議案第69号で議決された読谷村陸上競技場北側植栽整備工事請負契約について、下記のとおり変更したいので議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 読谷村陸上競技場北側植栽整備工事
- 2 当初の契約額 金171,600,000円
- 3 変 更 増 減 額 増額金6,722,100円
- 4 変更後の契約額 金178,322,100円
- 5 契約の相手方 住 所 読谷村字高志保1508番地の1 商号又は名称 有限会社大協建設

氏 名 代表取締役 宮城 武

令和5年6月13日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

収入印紙

## 建設工事仮請負変更契約書

貼付欄

令和 5年 3月 29日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

- 1. 工 事 名 読谷村陸上競技場北側植栽整備工事
- 2. 工 事 場 所 読谷村字座喜味地内
- 3. 工 期 自 令和 4年 12月 26日 至 令和 5年 6月 30日
- 4. 原契約額に対する変更増額 ¥6,722,100-( うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥611,100-)
- 5. 変更後の請負代金額 ¥178,322,100-(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥16,211,100-)
- 6. 契約保証金 免 除
- 7. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 5年 5月29日

発 注 者 読谷村長 石嶺 傳實

受 注 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字高志保1508番地の1

商号又は名称 有限会社大協建設

氏 名 代表取締役 宮城 武 印

